

町勢状況
 昭和45.12.1 現在
 世帯数 1,527戸
 人口 5,559人
 男 2,604人
 女 2,955人

広報たし3

No. 218

昭和45年

12月号

田代町総務課編集 毎月5日発行 1650部発行

お正月の
 料理や
 贈り物に
 田代名産
 推茸を
 どうぞ！



花瀬の迫 森竹さんの
 『しいたけ』乾燥風景



十二月の声

十二月に入ると空々風が吹き空気が乾燥しています。外出から帰ったら必ず、うがいをしてしましょう。

日も短く、寒さは日ごとに加わって、家の中では火の気が恋しく、野外の景色はわびしさを増し、師走に入ると、商店街ではジングルベルの音楽を流しはじめあわただしい歳末の気分が町々にただよいはじめ、師走(しわす)という十二月の別名が、いっそうわたしたちの暮しのうえのせわしさに輪をかけているように思えます。このあわただしさにふりまわされないうために、自分の家のくらしに合った家事計画をつくり、年末までにすませたい買い物、大掃除、障子張り餅つき、その外を日割表にふりわけて着々と片付ける工夫をしましょう。

クリスマスがやってくる、もう大みそかはかけ足でやってきます。心ばかりおどってかんじんの仕事はなかなか進まない、ということのないよう計画にしながら仕事をするましよう。



十二月のこよみと行事予定

- 1日 役場職員会
- 3日 茶業振興会
- 5日 土地改良区総会
- 7日 技術員会
- 9日 婦人会長会
- 10日 経済振興審議会
- 11日 社会教育委員会
- 14日 選挙管理委員会
- 15日 民生委員会
- 15日 小組合長会
- 16日 国保運営委員会
- 16日 農業委員会
- 18日 定例議会 養蚕役員会
- 21日 消防幹部会 青少年協議会
- 22日 冬至
- 26日 役場大掃除
- 28日 御用納め

2904
 18460
 11065
 10

第3表 町債の状況

種 別		昭和43年度末 現在高 (A)	昭和44年度 発行額(B)	昭和44年度元利償還額 元金(C) 利 子 計			差引現在高 (A)+(B)-(C)	件数
般 会 計	一般単独事業	11,847	1,000	1,045	728	1,773	11,802	11
	公営住宅建設事業	3,328		118	215	333	3,210	2
	義務教育施設整備事業	41,567	14,000	930	2,894	3,824	54,637	5
	災害復旧事業	10,678	1,400	993	647	1,640	11,085	10
	公有林整備事業	29,800	5,000		1,011	1,011	34,800	13
	市町村民税減税補てん	1,825		404	112	516	1,421	5
	県貸付金	1,270		126	83	209	1,144	1
	小計	100,315	21,400	3,616	5,690	9,306	118,099	47
水道会計	簡易水道事業	12,709		479	819	1,298	12,230	2
	合計	113,024	21,400	4,095	6,509	10,604	130,329	49

今後も学校の改築、町道の舗装、公民館建設費など借入金はふえそうです。

四　むすび

住みよい町づくりのための財政需要は年々増加する反面、田代高校の県立高校

への移管それに流出する人口減によって地方交付税の伸びはうすく、今後の田代町の財政運営に困難な影響を及ぼすでしょうが、効率的な町政を推進して住民福祉の向上を図っていく考えであります。

農業者

年金制度を

ご存じですか

農家の人たちの老後の生活を保障することにより、農業経営の規模拡大と農業経営者の若返りをはかることができるといふ趣旨で、昭和四十五年五月「農業者年金基金法」が成立し、これにもとづいて、農業者年金基金が十月一日に設立されました。

そして、いよいよ昭和四十六年一月から保険料の徴収がはじまります。

この年金制度の加入対象となる人は、国民年金の被保険者であつて、昭和四十六年一月一日現在で五十五歳未満であること、しかも農地等の面積が、五十アール以上の農業を經營している人となっています。

ール以上の農業経営主は、申出によって加入することができるようになっています。

つぎに保険料の額ですがこれは月額七百五十円です。国民年金の保険料とは別に支払い、かりに夫婦二人で

夫が農業者年金に加入し
すと、保険料は国民年金の
保険料と合わせて毎月二千
円になります。

保険料を一定期間納め、
定まった要件に達しますと
次の給付が受けられます。

◆ 経営移譲年金

農業経営主が基金や後継
者などに六十才から六十四
才までの間に経営を譲った
ときは、その時点から支給
されます。

◆ 農業者老齢年金

経営移譲年金の受給者と
農業経営を譲らなかつた農
業者年金の被保険者が六十
五才に達したときから支給
されます。

◆ 脱退一時金、死亡一時金

保険料を三年以上納めた
人が、離農し、農業者年金
の資格をなくしたとき又は
死亡したときに支給されま
す。

◆ 離農給付金

農業をやめて、他の職業
につこうとする人に支給さ
れます。

この農業者年金に関する
業務は農業者年金基金が行
なうことになっていますが
そのうち、年金に加入の手
続き、保険料の徴収、年金
の給付などの業務は、農業
協同組合へ委託されること
になっています。

郵便局から

—ご協力あり

年賀状はお早く

十二月二十二日

までに

●年賀状は十二月十五日からお引き受けます。

●差出しが遅れますと元旦に配達できないことがありますので、遠方あては早めにお出し下さい。

●年賀状は、あなたの住んでいる市内または町村内および県内あてと、その他の地域あてのものにわけ、上部に「当市内（区町村内）あて年賀」「自県内あて年賀」およびその他の県は「年賀」と書いた紙片を表面につけ、別々にひもでたばねてお出しく下さい。

小包の差出しは

十二月十五日までに

●十二月十五日をすぎてお出しになりますと年内に配達できない場合があります。

お願ひ
ととうございます
ます。
● 荷札をおつけください。
また小包はがきを利用さ
れると便利です。
郵便番号は
正しく
はつきりと
● 年賀状にはあて名にも、
あなたの住所にも郵便番
号をお忘れなくお書きく
ださい。この場合都道府
県名は省略してきしつか
えありません。
● 郵便番号が間違っていた
り、書体はがつきりしな
いものは、遅れたり、返
送されたりする場合があ
ります。
たばこは
町内の店で
買いまし
よう

田代町の財政事情

昭和四十五年上半期の
財政事情を次のように公表
します。

昭和四十五年十一月一日

今回は昭和四十五年度の
上半期の予算の補正及び執
行の状況と、昭和四十四年
度の決算の概要を説明いた
します。

政事情 加してお
り、国保
会計では
補正を行っていませんが、
今後医療費の増加が予想さ
れますので補正の必要があ
ると思います。

運営状況は各会計とも収支の均衡が保たれ資金不足による一時借入金もなく健全な財政運営がなされております。一般会計の才出執

二 昭和四十四年度各会計決算の概要

行率が少し低いようですが、これは支出金額の大きい建設事業費などが年末から年度末にかけて大部分が執行されることによるものであります。

入では地方交付税（国から交付される）や町税などの一般財源が全体の五七％を占め、前年度より二九％上廻っています。これは町予算の収入財源の大半を占める地方交付税が三四％も増えているためで、これの伸縮は町の予算規模を大きく左右します。

体の四四％で財政規模の小さい田代町として建設事業費の比率が他町に比べて高いことは町発展のため積極的な投資をしていることを示しています。

三 町債の状況

町の借入金の状況は「第3表」のとおりで、これらのほとんどが建設事業資金で、借入残高は一億三千万円でその半分近くが学校建築費で次が町有林の造林事業費となっております。

第1表昭和45年度各会計の予算執行状況(45.9月末現在)

単位千円						
会 計 別	予 算 現 在 額	対 前 年 度 比 較	才 入 収 入 済 額	才 出 支 出 済 額	才 入 才 出 差 引 額	才 出 執 行 率
一般会計	238,390	111.8	116,043	73,344	42,699	31
国保会計	38,781	97.8	17,234	14,413	2,821	37
水道会計	4,471	120.3	2,089	1,537	552	34
計	281,642	109.7	135,366	89,294	46,072	32

昭和四十四年度各会計の決算状況は「第2表」のとおりで各会計とも決算収支は黒字で総額千七百万円の残となっています。然し各会計とも前年度からの繰越金を除いた、単年度の収支は一般会計と水道会計はわずかながら赤字、土地改良会計では同会計を閉鎖し基金を取らずし、繰入れしたため相当の黒字となっている。また国保会計の才出決算額は最終予算額に対して四百万円の不要額がでておりますがこれは当初大巾な医療費を見込んだのが実際は支出が少なくてすんだ結果で国保会計に対する被保険者皆様の理解の高まったためと思われます。

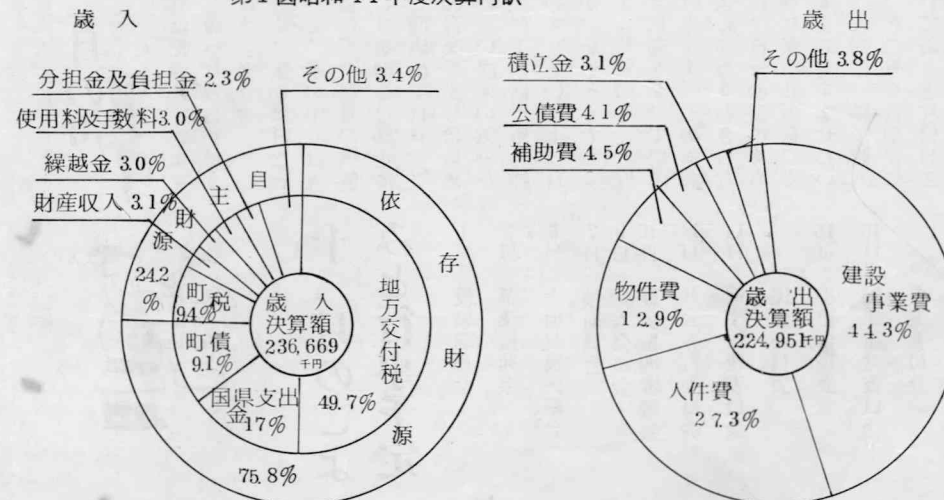
2. 費目別性質別内訳

一般会計と土地改良事業会計を合せた、普通会計決算の構成を分析してみますと「第1図」のとおりで才

第2表 昭和44年度各会計決算状況 (単位千円)

会 計 別	最 終 予 算 額	才 入 決 算 額	才 出 決 算 額	差 引	単 年 度 収 支	才 出 決 算 前 年 度 比
一 般 会 計	226,186	229,031	219,745	9,286	△ 546	120%
国 保 会 計	39,913	40,350	35,822	4,528	3,486	108
水 道 会 計	3,960	4,495	3,872	623	△ 50	95
土 地 改 良 会 計	5,382	7,638	5,206	2,432	2,097	101
計	275,447	281,514	264,645	16,869	4,987	117

第1 図昭和44年度決算内訳



健康相談日割

鹿屋保健所	一般健康相談	毎週月曜 金曜 9時～11時
	妊産婦健康相談	毎週木曜 9時～11時
	乳幼児健康相談	毎週木曜 13時～14時
	肢体不自由 育成医療相談	毎月第2木曜 13時～15時
	精神衛生相談	毎月第1第3 木曜 13時～15時
大根占保健所	歯科相談	毎月第3木曜 14時～15時
	母子健康相談	毎週月曜 13時～14時
	一般健康相談	毎週金曜 13時～14時

戦時中防空業務に従事中、死傷した医師・看護婦等に特別支出金

厚生省では、戦時中県知事の指令によって、防毒、救護その他防空業務に従事した。医師、看護婦等で防空業務に従事中自傷し、又は病気になる不具療疾となった者およびこれがため死亡した者の遺族に対し、特別支出金を支給することになりました。

この特別支出金は、昭和四十六年二月二十八日まで請求しないと、時効によって請求できなくなりす。くわしくは役場の民生課へ問いあわせください。

みんなそろって 明るいお正月を 歳末たすけあい運動 12月1日から12月31日まで

いちじるしい経済発展のかけには、生活保護家庭や災害家庭、ねたきりの老人心身障害児家庭など、生活に困っている人達が数多くいます。

これらの人達も、そろって明るい正月を迎えられるよう、たすけあいましょう。部落婦人会などとおして「たすけあい募金」をいたしますので協力してください。

東パキスタン高潮罹災者 救援義援金を募集しています

十一月十六日から十二月十四日

まで役場の窓口で、

東パキスタンをおそった台風による高潮でベンガル湾一帯は大きな被害を受けました。現在でも通信は途絶状態で、死者は四〇万人にも上るといわれ、今世紀最大の災害と新聞も報じています。

各国の赤十字社で救援活動を始めます。皆さまのご協力をお願いいたします。

選挙法の

「あらまし」

来年は選挙のあたり年といわれます。そこで選挙法を知らせてほしいという一般からの要望もあり、本号から「選挙法のあらまし」を掲載することにします。

選挙人名簿

永久選挙人名簿に登録される資格は次の要件を備えた人で、いったん名簿に登録された人は死亡または転出しない限り名簿から抹消されることはありません。したがって、転入、転出

オール田代

準優勝

鹿児島県野球連盟鹿屋支部主催の南隅野球大会は二十八チームが参加、去る十一月一日から鹿屋市の西原球場で勝敗を争って参りましたが、優勝決定戦でオール田代は海上自衛隊に一〇対八で惜しくも敗れ、準優勝をかぎった。

「尚オール田代野球部では会員を募集しています。入会希望者は監督の中島照雄まで申込んでください。」

など異動のあった場合は早目に役場の住民登録の係に届け出ることです。

◎日本国民で年令二十才以上の人

◎田代町に住所を定めている人で、住民基本台帳に登録されている人

なお禁治産者及び禁こ以上の刑に処せられ執行中の人は登録できません。

また、選挙人名簿に登録されていても選挙違反などの犯罪にふれ選挙権を停止されている人は選挙権がありません。

登録の時期

登録には、定時登録、臨時登録、補正登録の三つがあり、転入してきた人や、満二十才になり、新しく選挙権を有することになった人を選挙管理委員会が調査して登録します。

◎定時登録：毎年九月一日現在で調査し九月十日に登録します。

◎臨時登録：選挙が行なわれると、選挙管理委員会が期日を定めて登録します。

◎補正登録：定時または臨時に登録しなければならなかった人が登録されていなかった場合に随時登録します。

なほ、定時または臨時に

登録した場合は、その人の氏名などを記載した書面を従覧に供し、補正登録をした場合その旨告示します。

登録の抹消

次のような場合は名簿から抹消されます。

◎死亡または日本の国籍を失ったとき

◎他の市町村に転出してから四カ月を経過したとき、

◎誤まって登録されていたとき

このように、登録の申し出制度がなくなると、役場の選挙管理委員会が住民基本台帳に基づいて、職権で登録または抹消することになりますので、異動した場合は早目に住民異動届をすることともに、選挙人名簿登録の確認もしておくことです。

来年の四月には県知事と県議選挙および町議選挙。それに七月には参議院選挙が予定されています。

選挙のときになってからあわてることのないよう、とくに選挙人名簿の確認は大事なことです。

役場の出勤時間が

十二月一日から
九時になります。